

播磨圏域成長戦略会議規約新旧対照表

(播磨圏域成長戦略会議規約)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p align="center"><u>播磨圏域経済成長戦略会議規約</u></p> <p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 播磨圏域の持続的な成長を図ることを目的として、播磨圏域の産学金官民が一体となり、<u>圏域の経済成長戦略の策定及びフォローアップを行う「播磨圏域経済成長戦略会議」</u>（以下「本会議」という。）を開催する。 (圏域) 第2条 本会議における「播磨圏域」とは、平成26年4月7日付き総務省自治行政局市町村課事務連絡「<u>新たな広域連携モデル構築事業の委託に関する提案募集</u>」に応募した姫路市及び近隣参加市町（相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）を合わせた区域をいう。 (活動) 第3条 本会議は、第1条の目的を達成するため、播磨圏域を中心として、次の活動を行う。 (1) <u>播磨圏域の経済成長戦略の策定及びフォローアップ</u> (2) <u>播磨圏域の経済成長戦略に基づく事業への協力</u> (3) <u>その他本会議の目的を達成するために必要な活動</u></p> <p>2 本会議の活動においては、特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。</p> <p>第2章 委員 (構成員) 第4条 本会議の委員は、本会議の目的及び活動の趣旨に賛同する次の団体の代表をもって構成する。 (1) 各市町の代表 播磨圏域を構成する市町の首長 (2) 関係団体の代表 本会議の活動を支援し、及び推進する団体であって、会長の依頼に基づき参加するものの代表</p> <p>2 本会議にはオブザーバーを置くことがで</p> | <p align="center"><u>播磨圏域成長戦略会議規約</u></p> <p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 播磨圏域の持続的な成長を図ることを目的として、播磨圏域の産学金官民が一体となり、<u>播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン等を策定し、及び推進するため、「播磨圏域成長戦略会議」</u>（以下「本会議」という。）を設置する。 (圏域) 第2条 本会議における「播磨圏域」とは、<u>姫路市及び姫路市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した市町により構成される圏域</u>をいう。 (活動) 第3条 本会議は、第1条の目的を達成するため、播磨圏域を中心として、次の活動を行う。 (1) <u>播磨圏域が取り組む施策に係る意見交換及び協議に関すること。</u> (2) <u>都市圏ビジョン等の策定に関すること。</u> (3) <u>都市圏ビジョン等の推進に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>2 本会議の活動においては、特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。</p> <p>第2章 委員 (構成員) 第4条 本会議の委員は、本会議の目的及び活動の趣旨に賛同する次の団体の代表をもって構成する。 (1) 各市町の代表 播磨圏域を構成する市町の首長 (2) 関係団体の代表 本会議の活動を支援し、及び推進する団体であって、会長の依頼に基づき参加するものの代表</p> <p>2 本会議にはオブザーバーを置くことがで</p> |

| | |
|--|---|
| <p>きる。</p> <p>オブザーバーは、本会議に対して助言を行うものであるが、議決権及び発議権をもたない。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 本会議に会長及び3人の副会長を置く。会長は姫路市長とする。副会長は、前条第1項に掲げる委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、本会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位に基づき、その職務を代行する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第6条 委員及びオブザーバー（以下、「委員等」という）の任期は、<u>1年とする。</u></p> <p><u>2 委員等は、原則として無報酬とする。</u></p> <p>第3章 <u>総会</u> (構成)</p> <p>第7条 <u>総会</u>は、委員等をもって構成する。 (機能)</p> <p>第8条 <u>総会</u>は、次の事項を議決する。 <u>(1) 播磨圏域の経済成長戦略の承認</u> <u>(2) 播磨圏域の経済成長戦略に基づく事業への協力事項</u> <u>(3) その他本会議の重要事項</u> (開催)</p> <p>第9条 <u>総会</u>は、会長が招集する。 (座長)</p> <p>第10条 <u>総会</u>の座長は、会長が務める。 (定足数)</p> <p>第11条 <u>総会</u>は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、代理の者が出席した時は、当該委員は出席したものとみなす。 (議決)</p> <p>第12条 <u>総会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第4章 事務局 (設置)</p> <p>第13条 本会議の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、<u>姫路市市長公室企画政策推進</u></p> | <p>きる。</p> <p>オブザーバーは、本会議に対して助言を行うものであるが、議決権及び発議権をもたない。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 本会議に会長及び<u>4人</u>の副会長を置く。会長は姫路市長とする。副会長は、前条第1項に掲げる委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、本会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位に基づき、その職務を代行する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第6条 委員及びオブザーバー（以下「委員等」という）の任期は、<u>5年とし、再任を妨げない。ただし、就任初年度における委員の任期は、当該年度末までとする。</u></p> <p><u>2 委員等が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 委員等は、原則として無報酬とする。</u></p> <p>第3章 <u>会議</u> (構成)</p> <p>第7条 <u>会議</u>は、委員等をもって構成する。 (開催)</p> <p>第8条 <u>会議</u>は、会長が招集する。 (座長)</p> <p>第9条 <u>会議</u>の座長は、会長が務める。 (定足数)</p> <p>第10条 <u>会議</u>は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、代理の者が出席したときは、当該委員は出席したものとみなす。</p> <p>第4章 事務局 (設置)</p> <p>第11条 本会議の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、<u>姫路市</u>が担当する。</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p><u>室地方中枢拠点都市推進室が担当する。</u></p> <p><u>3 本会議の目的を達成するための具体的な事業の検討等を行うため置かれているクラスター創造チームでの検討結果を総会に報告する。</u></p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第14条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>この規約は、設立総会において設立が議決された日から施行する。</u></p> | <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第12条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>この規約は、平成26年7月2日から施行する。</u></p> <p>(施行期日)</p> <p><u>この規約は、平成28年2月24日から施行する。</u></p> |
|---|---|